報告第11号

令和７年度読谷村水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度読谷村水道事業会計資金不足比率を、別紙監査委員の意見書をつけて報告します。

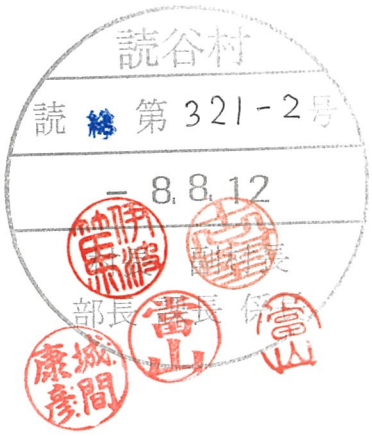
令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤

令和７年度読谷村水道事業会計資金不足比率報告書

単位：％

	資金不足比率
読谷村	ー
経営健全化基準	20.0



読 監 第 23 号
令和８年８月 12 日

読谷村長　伊 波　篤　殿

読谷村代表監査委員
知 花 むつ子



令和7年度読谷村水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査を求められた令和7年度読谷村水道事業会計経営健全化判断比率について、経営健全化審査意見書を提出します。

令和7年度読谷村水道事業会計経営健全化審査意見書

審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比　率　名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	―	―	20.0%

※資金不足がない場合は「 ― 」と表記する。

(2)個別意見

資金不足比率は、経営状態の悪化の度合いを示すもので、マイナス 113.3%となっており、資金不足が発生していないため当該数値は算定されない。

また、財務の短期的な支払い能力を示す流動比率は 633.1%と、適正とされる 100%を大幅に上回っており、資金繰りの安全性は極めて高い水準で維持されていると認められる。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。